

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年11月7日 05時27分ごろ
発生場所	和歌山県田辺市沖ノ島付近 田辺沖ノ島灯台から真方位158°30m付近 (概位 北緯33°43.0′ 東経135°19.6′)
事故の概要	プレジャーボート ^{だいきち} 大吉丸は、航行中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年1月30日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 大吉丸、2.6トン
船舶番号、船舶所有者等	252-17889和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼及びプロペラシャフトに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 日出時刻：06時22分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、右舷方に見える田辺沖ノ島灯台の灯火が京都大学田辺中島高潮観測塔灯であると思い、約10ノットの対地速力で西進中、沖ノ島付近の浅瀬（以下「本件浅瀬」という。）に乗り揚げた。 船長は、GPSプロッターを作動させていたものの、慣れた海域であったので確かめるまでもないと思い、GPSプロッターを見ていなかった。 本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約0.3mであった。
分析	本船は、GPSプロッターを作動させた状態で航行中、船長が、慣れた海域であったのでGPSプロッターを確かめるまでもないと思い、目視のみで航行を続けたことから、本件浅瀬に向かっていることに気付かず、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、GPSプロッターを作動させた状態で航行中、船長が、慣れた海域であったのでGPSプロッターを確かめるまでもないと思い、目視のみで航行を続けたため、本件浅瀬に向かっていることに気付かず、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・慣れた海域であっても、目視のみに頼ることなくGPSプロッター等で船位の確認を適切に行うこと。

	・ 針路目標とする灯光の性質を正しく把握しておくこと。
--	-----------------------------